

北海道後期高齢者医療広域連合告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成28年1月25日

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋定敏



1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

平成27年度後期高齢者医療制度音声データ製作業務委託契約

(2) 業務の概要

別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

平成19年北海道後期高齢者医療広域連合告示第3号に規定する資格を有すること。

3 資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格の確認をするため、申請しなければならない。

ア 申請期限

平成28年1月29日（金） 午後4時30分まで

イ 申請書類

一般競争入札参加申請書

ウ 書類提出先

北海道後期高齢者医療広域連合事務局総務班（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階）

(2) 入札参加資格を有すると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

4 入札参加資格の決定

入札参加資格が無い者には、事前に連絡することとする。

電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館5階 大会議室

(2) 入札日時

平成28年2月3日（水） 午前10時30分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

6 入札保証金

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札の執行前に、入札金額（単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。但し、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則(以下「財務会計規則」という。)第80条の規定に該当する場合は免除とする。

7 契約保証金

契約者は、契約の締結に際してその履行を保証するために契約保証金を納めなければならない。契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。但し、財務会計規則第97条の規定に該当する場合は免除とする。

8 仕様書及び入札関係書類の交付場所及び期間

(1) 交付場所

北海道後期高齢者医療広域連合事務局総務班（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階）及び北海道後期高齢者医療広域連合ホームページにて交付する。

(2) 交付期間

平成28年1月25日（月）から平成28年1月29日（金）まで

(3) 交付時間

午前9時00分から午後4時30分まで

(4) 関係書類

入札関係書類は下記のとおりとする。

- ・一般競争入札参加申請書
- ・競争入札心得
- ・入札書及び記載例
- ・委任状及び記載例
- ・入札辞退書及び記載例
- ・入札質疑書
- ・消費税課税事業者等申立書

(5) 提出書類

ア 申請時

- ・一般競争入札参加申請書
- ・競争入札参加資格認定通知書（札幌市）若しくは競争入札参加資格審査結果通知書（北海道）
- ・財務会計規則第80条の規定に該当する場合はそれを証明できるもの
- ・委任状（札幌市及び北海道における競争入札参加資格の登録者と当入札の参加者が異なる場合）

イ 入札時

- ・入札書
- ・委任状

9 送付による入札の可否

認めない

10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 開札の時において、財務会計規則第85条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに、消費税課税事業者等申立書を提出すること。

(3) 契約事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称

北海道後期高齢者医療広域連合事務局

イ 所在地

郵便番号 060-0062

住所 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話番号 011-290-5601（内線414）

FAX 011-210-5022

- (4) 初度の入札において、入札者が一人の場合であっても、入札を執行する。
- (5) 入札に関する質疑については、入札質疑書を持参又はFAXにより提出すること。質疑の回答は、後日速やかに質疑提出者のみに回答する。